# ID:　250

## 担当部署:　上下水道課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 過料 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町農業集落排水処理施設条例　第24条及び第25条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第131号 |
| 【根拠条文】(罰則)第24条　偽りその他の不正な手段により使用料及び手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。第25条　次の各号のいずれかに該当する者は5万円以下の過料に処する。(1)　第7条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者(2)　第8条の規定に違反して排水設備の工事を実施した者(3)　第10条第1項の規定による工事の完成した旨の届出を怠った者(4)　第11条の規定による使用開始等の届出を怠ったり、又は虚偽の届出をした者(5)　第12条の規定による水洗便所によらないでし尿を排除した者(6)　第13条の規定による有害となる排水又は物質を排除した者【基準】根拠条文に同じ。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |